

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和2年10月7日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000166 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000046 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和47年4月1日から昭和46年11月1日に訂正し、同年11月から昭和47年3月までの標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

昭和46年11月1日から昭和47年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和46年11月1日から昭和47年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和46年11月1日から昭和47年4月1日まで

私は、昭和46年4月から昭和49年5月までB社の関連事業所に継続して勤務し、昭和46年11月1日に家電売場（社会保険の適用事業所は、C社）から服地売場（社会保険の適用事業所は、A社）に異動したが、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和47年4月1日となっている。

調査の上、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和46年11月1日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

企業年金連合会から提出された請求者のD厚生年金基金に係る中脱記録照会（回答）（写）、請求者から提出された企業年金連合会老齢年金証書（写）並びに複数の同僚の陳述及びその同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間においてB社の関連事業所に継続して勤務し（昭和46年11月1日にC社からA社に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和46年11月から昭和47年3月までの標準報酬月額については、請求者のD厚生年金基金における昭和46年11月から昭和47年3月までの記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、昭和48年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B社は、昭和46年11月1日から昭和47年4月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000169 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000047 号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までの賞与支払年月日に係る同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 20 年 12 月
② 平成 21 年 7 月
③ 平成 21 年 12 月
④ 平成 22 年 7 月
⑤ 平成 22 年 12 月
⑥ 平成 23 年 7 月
⑦ 平成 23 年 12 月
⑧ 平成 24 年 7 月
⑨ 平成 24 年 12 月
⑩ 平成 25 年 7 月
⑪ 平成 25 年 12 月
⑫ 平成 26 年 8 月
⑬ 平成 26 年 12 月
⑭ 平成 27 年 7 月

請求期間①から⑯までにおいて、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑭までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑭までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票、事業主から提出された平成27年7月夏季賞与台帳（写）、同僚の当該期間に係る源泉徴収簿兼賃金台帳（写）並びに事業主の回答により、請求者は、A社からそれぞれ、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から別表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑭までの標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支払日については、上記賞与明細書には記載がなく、事業主も不明と回答しているところ、請求期間⑥、⑦及び⑧並びに請求期間⑪から⑭までについては、同僚から賞与支払日を特定できる回答が得られたため、当該回答の日付により認定し、請求期間①から⑤まで並びに請求期間⑨及び⑩については、同僚照会においても賞与支払日を特定できる回答が得られなかつたため、賞与支払月の月末と認定し、それぞれ別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑭までの賞与支払年月日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額
①	平成 20 年 12 月	平成 20 年 12 月 31 日	25 万円	25 万円
②	平成 21 年 7 月	平成 21 年 7 月 31 日	23 万円	23 万円
③	平成 21 年 12 月	平成 21 年 12 月 31 日	30 万円	15 万円
④	平成 22 年 7 月	平成 22 年 7 月 31 日	20 万円	10 万円
⑤	平成 22 年 12 月	平成 22 年 12 月 31 日	30 万円	14 万 7,000 円
⑥	平成 23 年 7 月	平成 23 年 7 月 30 日	20 万円	9 万 8,000 円
⑦	平成 23 年 12 月	平成 23 年 12 月 14 日	22 万円	10 万 6,000 円
⑧	平成 24 年 7 月	平成 24 年 7 月 30 日	20 万円	9 万 6,000 円
⑨	平成 24 年 12 月	平成 24 年 12 月 31 日	20 万円	9 万 4,000 円
⑩	平成 25 年 7 月	平成 25 年 7 月 31 日	15 万円	21 万 1,000 円
⑪	平成 25 年 12 月	平成 25 年 12 月 21 日	20 万円	13 万 5,000 円
⑫	平成 26 年 8 月	平成 26 年 8 月 12 日	17 万円	20 万円
⑬	平成 26 年 12 月	平成 26 年 12 月 15 日	20 万円	19 万 6,000 円
⑭	平成 27 年 7 月	平成 27 年 7 月 15 日	15 万円	20 万円
				15 万円

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第 2000165 号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第 2000008 号

第1 結論

昭和 43 年 4 月から昭和 53 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 4 月から昭和 53 年 11 月まで

昭和 61 年 4 月頃に、夫の会社の事務の人から、国民年金に係る特例納付制度について話があり、夫が A 市役所か B 市役所の窓口で、私の請求期間の国民年金保険料 20 万円から 30 万円くらいを一括納付した。

私の 60 歳の誕生日の 1 か月前に、自身の国民年金について C 市役所で確認したところ、請求期間の国民年金保険料については、全納となっているとのことであった。

昭和 61 年 4 月頃に請求期間の国民年金保険料を特例納付により一括納付し、当該期間の保険料の納付記録については C 市役所において、全納となっていることを確認したにもかかわらず、請求期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 61 年 4 月頃に、夫の会社の事務の人から、国民年金に係る特例納付制度について話があり、夫が A 市役所か B 市役所の窓口で、私の請求期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、昭和 61 年当時、特例納付制度は実施されておらず、当該制度により保険料を納付することはできない。

また、特例納付制度は、これまで 3 回実施され、第 3 回特例納付制度（昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月までの期間実施）については、強制加入の被保険者又は被保険者であった者であって、昭和 53 年 3 月以前の被保険者期間のうち、国民年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間を有する者が、強制加入被保険者であった期間の保険料を特例的に納付することができることとされた制度であるところ、請求期間のうち昭和 45 年 11 月 * 日から昭和 53 年 12 月 1 日までの期間については、請求者の特殊台帳によると、昭和 45 年 11 月 * 日に婚姻に伴い国民年金の被保険者資格を喪失して以降、昭和 53 年 12 月 1 日に任意加入により

被保険者資格を取得するまでの間は、国民年金に未加入であることが確認できることから、この期間は国民年金の任意加入対象期間の未加入期間であり、特例納付制度を利用して当該期間の保険料を納付することはできない上、制度上、市区町村の窓口で特例納付に係る保険料を収納することができないことから、請求者が主張するようにA市役所またはB市役所の窓口において、特例納付に係る保険料を納付することはできなかった。

なお、請求者は、60歳の誕生日の1か月前に、請求期間の国民年金保険料の納付記録についてはC市役所において、全納となっていることを確認したと陳述しているが、C市は、同市に住民登録していなかった期間については、国民年金保険料の納付記録を確認することはできず、請求者が同市に住所を移した以降の同市で確認できる保険料の納付記録について回答したのだと思う旨陳述及び回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。